

新旧対照表（高知県きのこ生産資材高騰緊急対策事業費補助金交付要綱）

新	旧
<p>第1条（略） （補助目的及び補助対象事業）</p> <p>第2条 県は、豊富な森林資源の利活用により、きのこ生産体制の維持・確保を図りつつ、燃油や資材価格の影響を受けにくい経営構造に向けた体質強化を促進することを目的として、林業・木材産業国際競争力強化総合対策等地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4林整計第428号農林水産事務次官依命通知）、きのこの生産資材導入支援実施要領（令和4年12月23日付け4林政経第827号-1林野庁長官通知）に基づき、別表第1に掲げる事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が実施する事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、事業実施主体が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>第3条～第6条（略）</p> <p>(削除)</p> <p>（実績報告等）</p> <p>第7条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに所長に提出しなければならない。</p> <p>2 事業実施主体は、第5条第1項第6号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 事業実施主体は、第5条第1項第6号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第4号様式による報告書により所長を経由して、知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。</p> <p>第8条～第11条（略）</p>	<p>第1条（略） （補助目的及び補助対象事業）</p> <p>第2条 県は、豊富な森林資源の利活用により、きのこ生産体制の維持・確保を図りつつ、燃油や資材価格の影響を受けにくい経営構造に向けた体質強化を促進することを目的として、国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4林整計第428号農林水産事務次官依命通知）、きのこの生産資材導入支援実施要領（令和4年12月5日付け4林政経第827号林野庁長官通知）に基づき、別表第1に掲げる事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が実施する事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、事業実施主体が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>第3条～第6条（略）</p> <p>(遂行状況報告)</p> <p>第7条 事業実施主体は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、令和5年12月末日までに、別記第3号様式による遂行状況報告書を所長に提出しなければならない</p> <p>（実績報告等）</p> <p>第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに所長に提出しなければならない。</p> <p>2 事業実施主体は、第5条第1項第6号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 事業実施主体は、第5条第1項第6号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第5号様式による報告書により所長を経由して、知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。</p> <p>第9条～第12条（略）</p>

新	旧
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第1項第2号から第6号まで及び同条第2項、第7条第3項、第8条並びに第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年3月26日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第1項第2号から第6号まで及び同条第2項、第8条第3項、第9条並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

新					旧															
事業区分	事業実施主体 注1	補助対象経費	補助単価			補助 上限額	事業区分	事業実施主体 注1	補助対象経費	補助単価			補助 上限額							
きのこの 生産資材 導入	市町村、森林組合、森 林組合連合会、生産森 林組合、農業協同組 合、農業協同組合連合 会、農事組合法人及び 民間事業者 注2	<u>(削除)</u> 菌床、種菌、 培地基材（おが粉、コ ーンコブミール等）、栄 養体（米ぬか、小麦ふ すま等）、薬剤、栽培 袋、栽培ビンその他き のこ生産に不可欠な資 材	生産 形態	品目	定額 支援 単価	補助単価 注3		1事業実 施者当 り500万 円	きのこの 生産資材 導入	市町村、森林組合、森 林組合連合会、生産森 林組合、農業協同組 合、農業協同組合連合 会、農事組合法人及び 民間事業者 注2	<u>原木、種駒（封ろう、 菌栓含む）</u> 、菌床、種 菌、培地基材（おが 粉、コーンコブミール 等）、栄養体（米ぬか、 小麦ふすま等）、薬剤、 栽培袋、栽培ビンその 他きのこ生産に不可欠 な資材	生産 形態	品目	定額 支援 単価	補助単価 注3		1事業実 施者当 り500万 円			
						区分Ⅰ	区分Ⅱ								区分Ⅰ	区分Ⅱ				
			<u>(削除)</u>											<u>原木 栽培</u>	<u>しいたけ</u>	<u>70.0円/kg</u>		<u>35.0円/kg</u>	<u>49.0円/kg</u>	
			菌床栽培	しいたけ (製造 注4)	<u>12.0円/kg</u>	<u>6.0円/kg</u>	<u>8.4円/kg</u>							菌床栽培	しいたけ (製造 注4)	<u>19.0円/kg</u>		<u>9.5円/kg</u>	<u>13.3円/kg</u>	
				しいたけ (購入 注5)	<u>10.0円/kg</u>	<u>5.0円/kg</u>	<u>7.0円/kg</u>								しいたけ (購入 注5)	<u>16.0円/kg</u>		<u>8.0円/kg</u>	<u>11.2円/kg</u>	
				<u>(削除)</u>											<u>あらげきくらげ (製造 注4)</u>	<u>14.0円/kg</u>		<u>7.0円/kg</u>	<u>9.8円/kg</u>	
				あらげきくらげ (購入 注5)	<u>11.0円/kg</u>	<u>5.5円/kg</u>	<u>7.7円/kg</u>								あらげきくらげ (購入 注5)	<u>15.0円/kg</u>		<u>7.5円/kg</u>	<u>10.5円/kg</u>	
			瓶栽培	<u>(削除)</u>											瓶栽培	<u>えのきたけ</u>		<u>11.0円/kg</u>	<u>5.5円/kg</u>	<u>7.7円/kg</u>
				ぶなしめじ	<u>35.0円/kg</u>	<u>17.5円/kg</u>	<u>24.5円/kg</u>							ぶなしめじ		<u>21.0円/kg</u>		<u>10.5円/kg</u>	<u>14.7円/kg</u>	
				<u>なめこ</u>	<u>6.0円/kg</u>	<u>3.0円/kg</u>	<u>4.2円/kg</u>							<u>(新設)</u>						

- (注) 1 事業実施主体は、自らきのこ生産を行っており、きのこの販売収入が事業収入の過半を占める者（以下「取組実施者」という。）又は取組実施者を取りまとめる者（以下「取りまとめ者」という。）に限る。
- 2 事業実施主体のうち、「民間事業者」は中小企業基本法第2条第1項第1号に該当する者に限る。
- 3 きのこの生産に係る経費のうち電気代が15%以下の取組実施者については区分Ⅰ、15%を超える取組実施者は区分Ⅱの補助単価を適用する。
- 4 「製造」とは、事業実施主体が自ら菌床を製造し、きのこを生産している場合をいう。
- 5 「購入」とは、事業実施主体が培養済みの菌床を購入し、きのこを生産している場合をいう。

別表第2 (略)

- (注) 1 事業実施主体は、自らきのこ生産を行っており、きのこの販売収入が事業収入の過半を占める者（以下「取組実施者」という。）又は取組実施者を取りまとめる者（以下「取りまとめ者」という。）に限る。
- 2 事業実施主体のうち、「民間事業者」は中小企業基本法第2条第1項第1号に該当する者に限る。
- 3 きのこの生産に係る経費のうち燃油費が15%以下の取組実施者については区分Ⅰ、15%を超える取組実施者は区分Ⅱの補助単価を適用する。
- 4 「製造」とは、事業実施主体が自ら菌床を製造し、きのこを生産している場合をいう。
- 5 「購入」とは、事業実施主体が培養済みの菌床を購入し、きのこを生産している場合をいう。

別表第2 (略)

新	旧
<p><u>(削除)</u></p>	<p>第3号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県〇〇林業（振興）事務所長 様</p> <p style="text-align: right;">事業実施主体名 代 表 者 名</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県きのこ生産資材高騰緊急対策事業費補助金遂行状況報告書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（変更の決定）の通知がありました補助金について、高知県きのこ生産資材高騰緊急対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、別紙のとおり報告します。</p>

新

第3号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県〇〇林業（振興）事務所長 様

事業実施主体名
代 表 者 名

令和 年度高知県きのこ生産資材高騰緊急対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（変更の決定）の通知がありました補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、高知県きのこ生産資材高騰緊急対策事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、高知県きのこの生産資材導入支援事業実施要領第6に定める関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 事業実績報告

区分	品目	次期生産量 (kg) (A)	補助単価 (円/kg) (B)	県補助金 (円) (A×B)	備考
きのこの生産資材 導入支援				0	
				0	
合計	—	—	—	0	—

2 事業完了年月日

令和 年 月 日

3 県補助金精算

単位：円

補助金 交付決定額	精算事業費 総額	補助率	精算 補助金額 (A)	既補助金 受領額 (B)	差引補助金 未受領額 (A-B)
					0

旧

第4号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県〇〇林業（振興）事務所長 様

事業実施主体名
代 表 者 名

令和 年度高知県きのこ生産資材高騰緊急対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（変更の決定）の通知がありました補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、高知県きのこ生産資材高騰緊急対策事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、高知県きのこの生産資材導入支援事業実施要領第6に定める関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 事業実績報告

区分	品目	次期生産量 (kg) (A)	補助単価 (円/kg) (B)	県補助金 (円) (A×B)	備考
きのこの生産資材 導入支援				0	
				0	
合計	—	—	—	0	—

2 事業完了年月日

令和 年 月 日

3 県補助金精算

単位：円

補助金 交付決定額	精算事業費 総額	補助率	精算 補助金額 (A)	既補助金 受領額 (B)	差引補助金 未受領額 (A-B)
					0

新	旧																								
<p>第4号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県〇〇林業（振興）事務所長 様</p> <p style="text-align: right;">事業実施主体名 代 表 者 名</p> <p>令和 年度高知県さのこ生産資材高騰緊急対策事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（変更の決定）通知がありました補助金について、高知県さのこ生産資材高騰緊急対策事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 （令和 年 月 日付け高知県指令第 号による補助金交付決定額）</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補助金返還相当額（3－2）</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> </table> <p>（注） 事業主体の内訳資料その他参考となる資料を添えてください。</p>	1	高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 （令和 年 月 日付け高知県指令第 号による補助金交付決定額）	金 円	2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金 円	3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金 円	4	補助金返還相当額（3－2）	金 円	<p>第5号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県〇〇林業（振興）事務所長 様</p> <p style="text-align: right;">事業実施主体名 代 表 者 名</p> <p>令和 年度高知県さのこ生産資材高騰緊急対策事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（変更の決定）通知がありました補助金について、高知県さのこ生産資材高騰緊急対策事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 （令和 年 月 日付け高知県指令第 号による補助金交付決定額）</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補助金返還相当額（3－2）</td> <td style="text-align: right;">金 円</td> </tr> </table> <p>（注） 事業主体の内訳資料その他参考となる資料を添えてください。</p>	1	高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 （令和 年 月 日付け高知県指令第 号による補助金交付決定額）	金 円	2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金 円	3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金 円	4	補助金返還相当額（3－2）	金 円
1	高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 （令和 年 月 日付け高知県指令第 号による補助金交付決定額）	金 円																							
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金 円																							
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金 円																							
4	補助金返還相当額（3－2）	金 円																							
1	高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 （令和 年 月 日付け高知県指令第 号による補助金交付決定額）	金 円																							
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金 円																							
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金 円																							
4	補助金返還相当額（3－2）	金 円																							